

教育委員会4月定例会会議録

1. 日 時 令和5年4月26日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理人 鈴 木 敏 之
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子

4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	望 月 亮 一	参 事	中 島 健 一 郎
教 育 総 務 課	塚 本 富 美 代	学 務 課	塚 本 耕 司
生 涯 学 習 課	佐 賀 憲 一	文 化 振 興 課	中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課	寺 崎 敏 彦	指 導 課	田 上 秀 之
学 校 給 食 セ ン タ ー	小 池 政 幸	図 書 館	武 藤 知 子
博 物 館	木 塚 久 仁 子	上 高 津 貝 塚	比 毛 君 男

5. 議 題

(1) 議 案

議案第1号 土浦市立学校事務の共同実施に係る中心校及び連携校の指定等について

(教育総務課)

議案第2号 土浦市スポーツ推進委員の委嘱について

(スポーツ振興課)

(2) 報 告 事 項

① 令和5年度土浦市学校教育指導方針について

(指導課)

② 土浦市部活動の運営方針の改訂について

(指導課)

③ 専決処分の報告について(事故の和解)について

(スポーツ振興課)

(3) そ の 他

① 第33回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの結果について

(スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教育長 定刻となりましたが、今回は今年度最初の教育委員会定例会であり、人事異動がございましたので、開会に先立ちまして、自己紹介をさせていただきたいと存じます。まず私から自己紹介をさせていただきます。教育長の入野です。今年度もよろしくお願ひいたします。続いて、教育委員の皆様を紹介させていただきます。教育長職務代理者の鈴木委員です。福島委員です。高橋委員です。

委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。
続いて、教育委員会事務局の自己紹介を順番にお願ひします。

—————教育委員会事務局 自己紹介—————

教育長

以上が今年度の各所属長及び事務局となります。1年間よろしくお願ひいたします。
それでは、ただいまより令和5年4月の教育委員会定例会を開催いたします。
開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行させていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件はございませんので、次第のとおり進行します。
なお、傍聴者はございません。
それでは、次第の2番、「教育長報告事項について」、教育総務課から説明をお願ひします。
塚本課長。

教育総務課

————— 3月23日以降の行事について報告 —————

教育長

ありがとうございました。
ただいまの報告について、御質問等ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次第の3番、議案へ移ります。
議案第1号 土浦市立学校事務の共同実施に係る中心校及び連携校の指定等について、教育総務課から説明をお願ひします。
塚本課長。

教育総務課

議案第1号 土浦市立学校事務の共同実施に係る中心校及び連携校の指定等について定例会資料②の2ページをお願ひします。
はじめに、学校事務の共同実施について、でございますが、本市におきましては、平成26年度に本格的にスタートし、今年で10年目の取組みとなります。
学校事務職員は一部の学校を除き1校に1名の配置となっており、新採からベテランまで経験値は様々な状況です。
共同実施は、日常は各校で勤務している学校事務職員が定期的集まるなどして、近隣の複数の学校と事務業務を共同で行うことで、人材育成や職員の資質の向上、事務処理の効率化を図ることを目的としております。また、事務機能の強化を図り、主体的、積極的に学校運営等に参画することにより、教員の負担軽減を図り、児童・生徒と向き合える時間を確保するなど、教育活動の支援を目的として実施しているものでございます。
よって、土浦市立学校事務の共同実施に関する規程に基づき、今年度の中心校及び連携校の指定、総括グループ長、グループ長及び副グループ長の任命、学校事務共同実施協議会会員の委嘱について、お諮りするものでございます。
1の中心校及び連携校の指定について、でございます。
共同実施を行うにあたり、市内小・中・義務教育学校23校を4つのグループに分け

ております。

区分上から、第1グループは、土浦一中及び四中学区の小中学校でグループを構成しております。同様に、第2グループが二中及び五中学区、第3グループが三中・六中学区、第4グループが都和中・新治学園学区でグループを構成しており、各グループの中心となる中心校及び共同実施を行う連携校を指定するものでございます。

詳細は次の2番で説明させていただきますが、令和5年度は第1グループにおいて、東小の学校主査が総括グループ長となられることから、中心校を昨年度の東小学校から、土浦第一中学校に変更いたします。その他のグループは変更ございません。

2の総括グループ長及びグループ長・副グループ長の任命について、でございます。総括グループ長等の任命にあたっては、学校主査の職にあるもの、学校主査がおかれていないグループにおいては、係長の職にあるものを任命するものとしております。任命期間は、令和5年5月1日から令和6年3月31日まででございます。

はじめに、(1)総括グループ長は、都和中学校の学校主査に代わり、昨年度第1グループでグループ長を務めた東小学校の学校主査にお願いするものでございます。続いて、(2)グループ長及び副グループ長についてでございます。

グループ長は、1で指定しました中心校がグループ長を、副グループ長は、1の右側に記載しております連携校から任命することとしております。

したがいまして、第1グループは土浦第一中学校の係長にグループ長を、第四中学校の係長に副グループ長を、第2グループは、真鍋小の学校主査にグループ長を、菅谷小の係長に副グループ長を、第3グループは大岩田小の学校主査にグループ長を、第三中学校の学校主査に副グループ長を、第4グループは新治学園の学校主査にグループ長を、都和小の学校主査に副グループ長を、それぞれお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。

3の学校事務共同実施協議会会員の委嘱につきましては、学校事務の共同実施の推進を図るため、土浦市学校事務の共同実施に関する規程第3条に基づき設置されるもので、中心校の校長、教頭及び教務主任の代表者、総括グループ長、グループ長、副グループ長及び教育委員会事務局職員の中から、教育委員会が指名する職員をもって、組織されるものです。

記載の皆様をお願いする任期といたしましては、令和5年5月1日から令和6年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について、意見や質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第1号は原案のとおり可決することで異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 土浦市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ振興課から説明をお願いします。

寺崎課長。

スポーツ振興課

スポーツ振興課です。資料③-2をお願いします。

土浦市スポーツ推進委員については、昨年度3月の定例会にて、委員の委嘱について御承認をいただいたところですが、2名の委員が退任となり欠員が生じたため、資料中の表に記載のある2名をスポーツ基本法及び市規則に基づき、新たなスポーツ推進委員として委嘱するものでございます。

委嘱期間は令和5年5月1日から令和7年3月31日までです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案は以上となりますので、続いて次第の4番、報告事項に移ります。

報告事項の1番、令和5年度土浦市学校教育指導方針について、指導課から説明をお願いします。

田上課長。

指導課

指導課です。

令和5年度土浦市学校教育指導方針について、説明させていただきます。

資料④をお願い致します。

土浦市学校教育指導方針について、でございますが、茨城県の学校教育指導方針を基に作成し、毎年4月に各学校に配付して、1年間の指導方針を基に各学校の運営をお願いしているものでございます。

前回の3月定例会において、令和5年度の土浦市学校教育指導方針の案を御協議いただきました。

今回は追加しました15ページの令和5年度研修事業計画、16ページの研究推進校、17ページの土浦市教育相談室概要、18ページから指導課事務担当一覧をお示ししました。

15ページ以降の内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず15ページを御覧ください。令和5年度研修事業計画でございます。こちらは指導課が主催する、市内の教職員を対象とした研修となります。記述がまだ記載されていない研修につきましては決定次第、連絡をするという形で進めてまいります。今年度はこの内容の研修を行う予定でございます。

続いて16ページをお願いいたします。令和5年度の市内の研究推進校でございます。研究2年次、土浦小学校、研究1年次、土浦第六中学校地区小中一貫校、この二つの研究推進校を指定しているところでございます。研究課題、内容についてはお読みいただければと思います。

17ページをお願いいたします。土浦市教育相談室についての説明でございます。

こちらは市内に在住をしている保護者、子供たちの保護者を対象に教育相談を受け付ける教育相談室でございます。相談体制ですが、室長1名、指導主事1名、相談員5名、事務職員1名、管理員1名の9名体制で運営をしております。ねらいとしましては、学力、社会性、協調性、忍耐力等を習得させ、自立心を育み、学校生活への復帰

を目指しております。対象は今年度から小学校3年生以上の児童生徒に、また、開室の時間を30分早めて、9時からといたしました。

18ページを御覧ください。令和5年度指導課事務担当一覧となっております。19ページにかけても、指導主事が担当している教科、領域等を記載させていただきました。以上が今年度の土浦市学校教育指導方針の完成版となります。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明について、意見や質問等はございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 17ページの5番の活動実績を見ますと、相談件数は、令和3年、令和4年とだんだん増えてはいますが、何か理由はあるのですか。

教育長 田上課長。

指導課 令和3年度から令和4年度にかけて大変大きく相談件数が伸びているところですが、この件数のほとんどの伸びは、子どもたちの登校渋り、不登校による家族の不安、心配に関する質問、相談がほとんどでございました。

また、家庭環境の中において、なかなか子どもと意思疎通が図れないで困っている保護者の方の相談なども、例年に比べて増えている傾向がございました。

鈴木委員 それはやはり、コロナの影響が大きいのでしょうか。

教育長 田上課長。

指導課 はい、コロナの影響を受けまして、学校が一斉休校になったり、登校再開になったりという非常に不安定な一年間、実質三年間なのですが、少しずつ登校ができなくなってしまったお子さんが出てきてしまったというのが原因かと思えます。

鈴木委員 コロナも少し落ち着いてきたので、こちらについても良くなれば良いと思います。

教育長 そのほかございますか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 私も相談件数がすごく多いなと思って、そこがすごく気になったということと、今のお話ですと、相談されているのは保護者なのですか、それとも生徒、これは両方混ざったの数値なのですか。

教育長 田上課長。

指導課 この延べ相談件数は、保護者の相談及び子どもたちの相談件数も含まれています。

高橋委員 その割合は大体どのようになっていますか。

指導課 申し訳ありません、割合については手元に資料がございませんので、調べて後ほど回答をさせていただきます。

高橋委員 子どもの相談に答えるということと、親の相談に答えるということでは大分違うのかなと思っていて、例えば対応される方のスキルとか、いろいろなことが違うのかなと思うのですけれども、(3)にある「開設時間と基本的な1日の流れ」を見ると、なんとなく子どもを対象にしているようなスケジュールになっているように見えます。この施設そのものが、学校に行けない子どもがここに来て、そこからまた学校に行くことができるようにしていく施設、相談室という感じですけれども、来る人は子どもが多くて、相談は親が多いということですか、また、相談はここに来てするのか、それとも電話相談なども含まれるのでしょうか。

指導課 委員から御質問を受けましたこの教育相談室なのですけれども、教育相談室としての機能と適応指導教室としての機能の二本立てで開室をしている施設でございまして、教育相談室の機能としましては、保護者の方や子どもたちからの電話相談もこの時間内であれば受け付けております。電話相談がほとんど主になっておりますが、時折、来所されて相談されるケースもございます。

また、二つ目の適応指導教室ポプラひろばでございまして、こちらはなかなか集団生活になじめず、登校が叶わない子どもたちが通室という形で、ポプラひろばに来所しまして、このスケジュールで学習を行っていくというものでございます。4の(3)の開設時間と基本的な流れは、この適応指導教室に通っている子どもたちのスケジュールとなっております。

同時にこの開設時間の中では電話相談を受け付けている、というシステムになっているものでございます。

高橋委員 先ほど言われたように相談件数が増えている中で、この職員数などは従来と比べて増えているのですか。

指導課 相談員の数に関しましては特段増やしておりません。ここ数年は指導主事1名、相談員5名、あと室長となっている方も退職された校長先生となっておりますので、一緒に相談員としまして相談を受けているようになっておりまして、合計しますと7名程度は常時、電話での相談を受け付けられる体制を整えています。また、教育相談室での電話相談はこの人数となるのですが、各学校におきましても心の教室相談員というカウンセラーを常駐させておりまして、学校に行つての相談、又は学校への電話での相談も受け付けておりますので、そのように学校で、又は教育相談室での相談というように一番相談をしやすいところで相談をしていただくような体制をとっているのが現状でございます。

高橋委員 はい、ありがとうございます。

最初に教育長さんから、コロナで不登校児、学校に行けないお子さんが増えているとお聞きしまして、大きな課題だと思いました。例えばコロナが収まったとして、戻るのか、それとも今後も続いていくのかどうか、また、この課題に対して今後どのように対応していくのかといった点はどのようなのでしょうか。

教育長 指導課 はい、田上課長。

指導課 はい、大変難しい質問でございまして、こうすればこうなる、といった特効薬のような対応がなかなか見つからないのが正直なところでございます。今の体制でできることを一つ一つ重ねていくことで、何か突破口を築けないかと取り組んでいるのが現状でして、コロナがある程度落ち着いて学校生活が平時に戻ってくることによって、子どもたち同士の交流であるとか、先生方、大人との交流であるとか、さらには、土浦は小中一貫教育で他校生徒の交流も進めている地区でございまして、そういった交流活動、特別活動を重ねていくことで、子どもたちの自尊感情であるとか承認欲求であるとか、そういったところを高めていけるような取組を一つ一つ丁寧にやっていきたいと考えているのが現状でございます。

高橋委員 わかりました、今年一年どのように状況が変化していくのかを見守りつつ、次に備えるということでしょうか。

指導課
高橋委員
教育長

はい。
ありがとうございました。
そのほかございますか。では私から一言。
ただいま課長が申し上げたとおり、不登校の数字にも少し関連しますが、残念ながら直近の数字は全国的にも同じで、右肩上がりが増えてる一方でございます。
委員からお話があったとおり、その要因をしっかりと究明して対策を講じるというのが基本なのですが、課長が申し上げたとおり特効薬というものがまだ見つからない中、数字が右肩上がりが増えていくという状況ですので、校内フリースクールであるとか相談業務を徹底していくこととなります。
原因と思われることについては、事情が複雑になっていたり混在していたりする可能性がございますので、そこを究明して新たな取り組みについて模索していきたいと考えている状況でございます。

高橋委員
教育長

ありがとうございました。
よろしいでしょうか。
続きまして報告事項の2番、土浦市部活動の運営方針の改訂について、指導課から説明をお願いします。

指導課

土浦市部活動運営方針の改定について説明をさせていただきます。
資料の⑤を御覧になってください。
⑤-1では今年度は今回の土浦市部活動運営方針の改定について、大きくポイントになるところをお示しさせていただきました。資料5-②では、今回、土浦市として改定をしました改訂版の資料も添付させていただきました。
今回は資料5-①を使って説明をさせていただきます。
まず改定の趣旨でございますけれども、そもそもこの本市の部活動運営方針の改定は、令和4年12月に、茨城県の部活動運営方針が改定になりました。それを受けまして、本市の部活動の運営方針を合わせて改定をした次第でございます。
趣旨については、部活動を取り巻く諸課題への対応をするため適切な休養日や活動時間を遵守するとともに、地域クラブ活動への移行を含めた活動環境の整備や大会等の見直しを図ることなどを通じて、持続可能な部活動改革を推進し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指すものでございます。こちらは県の部活動運営方針の改定の趣旨に沿うものでございます。
2番の改定の主な内容でございますが、4点ほどございます。
一つ目の適切な運営のための体制整備については、アンダーラインを引かせていただきましたが、生徒による主体的な企画運営というところ、二つ目の合理的かつ効率的、効果的な活動を推進する、この部分が新たに付け加えられた内容でございます。
(2)の適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底につきましては、この部分が一番大きな柱になっているところなのでございますが、活動時間を設定することにより、子供たちに適切な休養を確保し、安心安全で持続可能な部活動を継続していくというような趣旨での時間管理の徹底を図っております。従来では「程度」と示しておりました時間管理を「上限」という言葉で規制をするような形になっております。1週間当たりの部活動の活動時間も11時間を上限とさせていただいております。

また、休養日の設定につきましては、従来週2日、平日1・休日1は、今回の改定でも変わらないのですが、休日の部活動を、もし休養を取れずに行った場合、土日に部活動を行った場合には、必ず別の休日に休養日を振り替えるというところが、新たに改定となった部分でございます。

従来は休日に行った部活動の休養日を平日にとっているところがあったのですが、今回からは休日の部分は休日に振り替えるというところが、改定された部分でございます。また、夏休みなどの長期休業中に1週間以上部活動を行わないオフシーズンという休養期間も設けて、子供たちの体力回復・向上を目指すというところも改定の中心となっているところでございます。

3番、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備については、地域クラブへの移行の推進を新たに付け加えました。

4番、働き方改革を踏まえた運営体制の構築につきましては、複数顧問制の推進をより一層図ることと、今までもありましたけれども、大会等の運営について在り方の見直しを図っていくことを、こちらの方針に示させていただきました。

こちらの運営方針は、施行日は令和5年の4月1日ということで進めているところでございます。以上でございます。

教育長 ただいまの説明について、意見や質問等はございますか。

福島委員。

福島委員 2月の総合教育会議において部活動について話題になったかと思いますが、その際に保護者の方にアンケートを行って意見を集約していくというお話があったと思うのですが、既にアンケートを実施し、集約してそれを反映したものがこの運営方針ということになりますか。

教育長 はい、指導課長。

指導課 保護者や子どもたちに対してのアンケートは、ただ今実施をしている状況でございます。5月の連休明けのところまでを目標としましてアンケートを回収しているところでございます。

そのアンケートの結果を受けて、今後展開していく休日部活動の地域移行の中身について精査をしていきたいと考えているところでございます。

福島委員 アンケートは行う時期によって、保護者の気持ちはすごく変わってくると思います。時期的なものもあり、季節的なものもあり、今だと本当にやる気になっているという意見がたくさん出てくるのでは、ということが少し気がりではあります。でも、多様な意見を集約していただいて良い運営ができるようお願いしたいと思います。

指導課 ありがとうございます。

教育長 そのほかございますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 7ページの(2)、学校単位で参加する大会等の見通しというところに、「公式大会等以外の地方大会等について精選すること。その際、年間12程度までとすることが望ましい」とありますけれども、大会についてどのクラブでどのくらいの数があるのかはわからないのですが、この12程度というのは適切な数なのでしょうか。

教育長 田上課長。

指導課 はい、種目によりまして主催されている大会の数は多少なりとも差がございます。た

だ、「年間 12 程度までとすることが望ましい」というこの 12 程度という数は、県が示した部活動の運営方針の数字でございまして、県の数字に倣いまして、本市も 12 程度の参加を上限としてほしいと明示したものでございます。

鈴木委員
教育長
高橋委員

月に 1 回大会があるようなもの、と考えると多いような気はしますが、わかりました。そのほかございますか。高橋委員。
平日と休日の考え方なのですけれども、夏休みの場合は月曜日から金曜日は平日となりますか。

指導課

はい、休日は土曜日と日曜日の二日間を指しています。平日となっているのが月曜日から金曜日、また祝日も平日という扱いとなっております。

高橋委員

では、夏休みという長期休暇であっても、それはカレンダーどおりの平日扱い、休日扱いということですね。

指導課

おっしゃるとおりでございます。

高橋委員

この運営方針を見ると、長期休業中、夏休みなどに 1 週間以上のオフシーズンを設けるということですが、それ以外の期間については平日 2 時間の上限、休日 3 時間の上限で、1 週間当たり 11 時間ということがそのまま当てはまるということですね。

教育長

田上課長。

指導課

はい、夏休みの期間に 1 週間のオフシーズンを設けるということですが、お盆前後を土浦市では学校閉庁日という形で学校を閉庁しております。学校閉庁日は部活動を行わないというルールも併せて行っておりますので、そのお盆を挟んだ 1 週間をオフという形にして、それ以外のところでこちらにお示しをしている上限 11 時間のルールを守りながら進めてほしいということで、展開をしていこうとしているのが今回のこの改訂の内容でございます。

夏休みに関しては学校閉庁日をお盆前後に、連休を 1 週間程度取るのですけれども、その期間は平日、休日、土日も含めて部活動は行わないという形で実施をいたします。そこをオフシーズンと重ねて、という意味合いですね。

高橋委員

指導課

はい。

高橋委員

わかりました。もう一点よろしいですか。

休日などに 3 時間以上かかる大会などがあった場合には、この 3 時間上限は例外となるのですか。

教育長

田上課長。

指導課

3 時間という時間の切り方なのですけれども、こちらについては県の保健体育課に問い合わせをしまして、現時点で私たちの方で学校に情報提供をしているのは純粋に活動をしている時間、その競技の活動をしている時間が 3 時間の中に含まれるものであるので、例えば準備をする時間や片付けをする時間、途中休憩をとる時間、移動する時間、試合と試合の待ち時間はカウントしなくてよい、という指導を県から受けておりますので、純粋にその競技種目をプレーする時間が 3 時間となっております。

実際にはその会場に行くための移動の時間であるとか、合間の試合の待ち時間であるとか、そういったものも兼ね併せると 3 時間では収まらないのですけれども、県が示している今回の改訂ではそのような形で進めてほしいとなっているので、ゲームをする時間が 3 時間を超えないように進めていき、もし超えてしまった場合には翌週の休

日に同じ分だけの休養を子どもたちに与えるというような対応をするという改訂となっております。

高橋委員 それは抜け道のような感じがして、実際は時間が使われますし、試合の待ち時間も先生の労働時間になると思います。個人的な感想ですけれども、矛盾しているような気がします。これで子どもたちの負担とか、先生方の負担が軽減できるのかな、どうなのかな、と思いました。

教育長 田上課長。
指導課 委員が今お話になられたことにつきましては、私も今回の改訂にてこの方針を作成してまいりましたが、これで大丈夫だろうかと不安に思うところもございます。今年の夏休みに入ってからが最初のスタートになるわけですので、実際にこの体制で子どもたち、先生たちに実施していただいて無理があるということが出てくる場合には、当然さらに改訂を進めていく必要もあると思いますし、一番大切になってくるのは子どもたちがしっかりと休養を取れているということが果たせない限りは、この運営方針は何度も見直しをしなければならないものだと思いますので、併せて先生方の取組に関してとか、あとは地域部活動が入ってきますので、他の指導者の方々のご負担なども考えながら、その都度検討を重ねていきたいと思っております。

高橋委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の3番、専決処分の報告（事故の和解）について、スポーツ振興課から説明をお願いします。

スポーツ振興課 スポーツ振興課です。

資料⑥をお願いします。

交通事故の和解に係る専決処分の報告でございます。

昨年12月5日に市内田中三丁目地内にて、市職員公用車と相手方車両との間で起きた接触事故に関してですが、4番の事故の概要にございますとおり、双方の車両が破損し、相手の方が負傷し治療を受けました。

対物賠償については、3月3日付けで、市が相手方に対して39万269円を支払うことで和解いたしました。

また、対人賠償については、3月9日付けで、市が相手方に対して3万6,310円支払うことで和解いたしました。

それ以外の債権債務の請求権については双方とも存しないこととなっております。

説明は以上です。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問はございますか。

高橋委員。

高橋委員 素朴な質問なのですが、公用車には保険は掛けられないのでしょうか。

教育長 寺崎課長。

スポーツ振興課 公用車に関しては市にて保険に加入しており、市と契約している保険会社がございます。その保険会社のほうから支払われた金額が、今申し上げた金額に含まれています。

高橋委員 含まれているといいますと、例えば民間同士の場合は保険会社が間に入って、保険会

社のほうからその方に対して、対物なり対人なりの保険金が支払われると思うのですが、この土浦市が支払うという意味が少しわからなくて、保険会社が払った分以外に市が払うものがあるのですか。

スポーツ振興課 保険会社が支払った以外に市が支払いをした金額が、今申し上げた金額でございます。
高橋委員 どうして保険会社が支払った金額以外に、市が支払わないといけないのですか。
スポーツ振興課 申し訳ありません、訂正させていただきます。今申し上げた対物でお支払いした、39万269円、そして、対人としてお支払いした3万6,310円に關しましては、こちらはすべて市が契約している保険会社が支払いをしたものとなります。

高橋委員 そうですよ。わかりました。
ただ、土浦市が支払うと書いてあると文章的に直接市が払ったように見えて、この記載方法を変えてもいいのかな、と少し思いました。

教育部長 教育長、よろしいでしょうか。

教育長 望月部長。

教育部長 市が相手方に対して損害賠償することにつきましては地方自治法で定めがありまして、市が加入している保険金ということで保険会社から支払いがあるわけですが、実際それは市が加入しているものでございます。税金が出ているものとなりまして、こういった損害賠償については一切このような表記になりまして、市が支払うという形となります。

高橋委員 実際には自動車保険の保険料は市の税金で払うわけですが、保険金というものは税金ではないと思うのです。

教育長 今、金額についてスポットが当たっていますが、この件は和解ということがとても大切なことでして、議会案件にもなる。ぱっと見ると、税金から直接支払うというような誤解が生じやすい表記なのかもしれませんけれども、金額の出入りは実際に説明があったとおりですが、今回は和解をするという意味決定について考えていただきたい、というところです。

教育部長 教育長がおっしゃるように、私も言葉が足りなかったのですが、地方自治法で定めがありますのは、和解を執り行ったということについて議会を通す、今回は金額が100万円以下であるため、後からの報告という形となります。

高橋委員のおっしゃるとおり、保険金そのものについては市の税金という考え方ではないという御意見もあるのかもしれませんが、もちろん掛け金は税金なので、その和解をしたということでこのような提示をさせていただきました。

高橋委員 わかりました。報告の一番の趣旨である、事故の和解をしました、ということはわかっているのですが、行政だと手続などが民間と違うのかなと思い、質問をさせていただきました。ありがとうございました。

教育長 よろしいでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 今回の事故の割合は、市と相手側はどのくらいだったのでしょうか。

スポーツ振興課 過失割合が85対15で、市が85となっております。

鈴木委員 わかりました。

教育長 そのほか、よろしいですか。

それでは報告事項は以上となりますので、続いて次第の5番その他へ移ります。

その他の1番、第33回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの結果について、スポーツ振興課から説明をお願いします。

寺崎課長。

スポーツ振興課

スポーツ振興課です。

資料⑦をお願いします。

第33回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについては、合計約1万4千人のランナーを集め、無事に終えることが出来ました。

これもひとえに、大会を支えていただいた多くのボランティアや関係者、ご協力いただいた地域住民の皆様のお陰と感謝いたしております。

さて、大会当日の気象状況及び参加者の状況を資料にまとめましたので御報告いたします。

総じて申し上げますと、参加申込者に対して実際走ったランナーを示す出走率は85.17%と、昨年と比べて高い数字でしたが、大会当日、気温や湿度が上昇したため、完走率については95.7%と昨年より若干下回る結果となったものの、全国的に見ると高い完走率となりました。

以上が報告となります。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問はございますか。

鈴木委員。

鈴木委員

訂正をする必要はないと思いますが、私、ウォーキングの医療班についていまして、1名リタイアされた方がいらっしゃいました。檜の木公園に連れて行き、そこからバスで戻った方がいたと思います。

スポーツ振興課

申し訳ございません。もう一度調べ直してみます。

教育長

そのほかにもございますか。

高橋委員

コロナの前と比べて、エントリー者数は抑えられていたのですか。

スポーツ振興課

コロナの影響により令和2年度、3年度は中止してございましたが、昨年度、令和4年度に2年ぶりに開催いたしました。

その時はやはり定員を制限して開催し、全種目で1万人ちょっとの数字でした。今回は2万人を定員として募集いたしました。ランナーの方々にはまだまだ不安要素があったということとして、結果的には約1万4,000人のエントリーとなりました。

高橋委員

私もこの日、ここに行ってみて話を聞いてみました。参加されている方は関東一円の方が多かったです。参加された方々に「どうですか。」とお聞きしたら、「時期が悪いね。」とおっしゃる方がいました。当日、暑くなったり雨が降ったりしましたけれども、「4月のこの時期だと暑い。」ということをおっしゃっていました。

マラソンをされている方にとっては、もっと寒い時期にしてほしいということをおっしゃられた方もいらっしゃったのですけれども、開催時期の変更について将来的に検討をされるということはあるですか。今は4月の第3日曜日の開催ですが、これはこのままですか。

スポーツ振興課

はい。何年前であったか記憶を辿っているところですが、1月に開催していた時期がございました。かなり寒い時期でございまして、ランナーもそうですが、スタッフの方々の中で、低体温症になられ、救急搬送とまではなりませんが具合が悪

くなる方が多くなった大会がございました。

かすみがうらマラソンの実行委員会の中に、企画検討会、検討部会があるのですが、その中でいつの開催がよいかということについて検討を重ねた結果、今の4月の時期に落ち着いたという経緯がございます。

私もランナーでございますので、気温が急上昇すると脱水症状などのリスクもございますので、高橋委員さんがおっしゃることは私もよく存じております。

今回御意見をいただいたことについては、実行委員会の中でも報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

高橋委員
教育長

ありがとうございます。

本県は全国規模のフルマラソンの大会が多くございます。勝田が1月の末、水戸が10月、古河が3月、つくばが11月、と陸連関係者も含めて全県的に協力体制をしているところもあり、何より、選手が参加しやすいように日程が重ならないように配慮した上で、分散化しているということもあります。

確かに最近、気温が非常に暑い日が続いており、先日も救急搬送される方が出たようなので、こういったところは今回の反省点といたしますか、開催時期も含めて検討事項だと思います。今後の実行委員会のほうでも、検討をするような時期に来ているのかな、と思います。

そのほか、よろしいでしょうか。本日の案件は以上となります。次回の定例会の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

塚本課長。

教育総務課
教育長

——次回の定例会日程等について案内——

ただいま5月定例会の日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。それでは、次回の定例会は5月23日火曜日の午後4時からとなります。よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年4月の教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。